

ふくしふれあいセンター（仮称）条例案の概要

施設整備の背景

- 苫小牧市の障がい児・者福祉の現状として、次の3つが長年の課題。
 - ① 肢体不自由児・者向けデイサービス資源の不足（※平成18年12月に要望書提出）
 - ② 「おおぞら園」による早期療育体制の機能強化
 - ③ 心身障害者福祉センターの施設の老朽化
- 一方、北海道立苫小牧病院の廃止により、地域課題（特に保健医療・福祉の分野）の解決に資する施設整備が可能となる、北海道の遊休資産が発生。
- 「旧道立病院改修等事業」の推進により、【保健医療等機能】【障がい児・者福祉機能】の2つを充実させる市の複合施設として、旧道立病院跡地を再出発させる考え。

基本的な考え方

- 施設整備に当たり、次の3つの考え方で「旧道立病院改修等事業」に取り組む基本構想を策定。
 - ① 地域に密着した保健医療及び障がい児・者福祉の拠点施設
 - ② 誰もが立ち寄り、快適に利用できるユニバーサルデザイン施設
 - ③ 災害時には福祉避難所として機能する安全安心施設
- ふくしふれあいセンター（仮称）条例は、旧道立病院跡地を市の公の施設として機能させるに当たり、【障がい児・者福祉機能】関連の必要な事項を規定するもの。

条例の内容① 実施事業

- 現在の心身障害者福祉センター・心身障害者体育館で行う事業に加え、次の事業を新たに実施。
 - ① 生活介護
 - ② 飲食物の提供等による当事者の社会参加の促進
- なお、現在のセンター・体育館から引き続いて行う事業は、次のとおり。
 - ① 児童発達支援・放課後等デイサービス
 - ② 保育所等訪問支援
 - ③ 障害児相談支援
 - ④ 地域活動支援センター事業
 - ⑤ 当事者・家族の相談・指導
 - ⑥ 当事者・家族・支援者に対する施設提供（会議室・体育館等の使用許可）
 - ⑦ その他必要な事業

条例の内容② 指定管理者

- 左記の新たな事業や、施設管理を指定管理者に行わせることを念頭に、指定管理者制度を導入できるようにする。
- 使用料の設定がある事業を指定管理者に行わせるときは、利用料金制度を導入する。

条例の内容③ 利用基準

- 現在のセンターと同様に、当事者・家族・支援者を主な利用資格者とする。
- 現在のセンターで利用料を徴収する事業については、同水準で利用料を設定。
- 生活介護についても、自立支援給付費の算定基準に準拠した利用料を設定。
- 会議室・体育館等の利用については、現在のセンター・体育館と同様に無料。

- 次の事項については、規則で規定する。
 - ① 開館時間（午前9時～午後9時）
 - ② 休館日（祝日・年末年始）
 - ③ 現在のセンターから引き続いて行う事業の実施時間・利用定員（現在と同様）
 - ④ 生活介護の実施時間・利用定員（午前9時～午後5時／利用定員20人）

施行期日

- 規則で定める日（平成28年11月を予定）

